

事案決裁規則 新旧対照表

現 行	改 定	備 考
<p>事案決裁規則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 本規則は、公益財団法人日本サッカー協会（以下「本協会」という。）定款第50条の規定に基づき、本協会の事案の決裁に関して必要な事項を定め、事務局<u>における事務</u>の効率的な運営を図ることを目的とする。</p> <p>(原則)</p> <p>第2条 本協会<u>における事案の決裁者は会長とし、会長はこの規則の定めるところにより、専務理事、事務総長、本部長及び部長</u>に決裁権を委任することができる。</p> <p>(会長の決裁事案)</p> <p>第3条 会長は、次のものを決裁する。</p> <p>(1) 理事会及び評議員会が決定した事項の執行で、<u>特に重要なものに関する事案</u></p> <p>(2) 本協会の運営に係る重要方針に関する事案</p> <p>(3) 予算の編成及び決算に関する事案</p> <p>(4) 理事会及び評議員会の運営に関する事案</p> <p>(5) <u>定款に関する事案</u></p> <p>(6) <u>規則等に関する事案</u></p> <p>(7) <u>特に重要な事項に関する報告、答申、進達及び副申に関する事案</u></p> <p>(8) <u>特に重要な公表、申請、照会、回答、諮問及び通知に関する事案</u></p> <p>(9) 職員の採用・配置等に関し、特に重要な事項に関する事案</p> <p>(10) 職員の懲戒、表彰に関する事案</p>	<p>事案決裁規則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 本規則は、公益財団法人日本サッカー協会（以下「本協会」という。）定款第50条の規定に基づき、本協会の事案の決裁に関して必要な事項を定め、事務局<u>その他の各種機関</u>の効率的な運営を図ることを目的とする。</p> <p>(原則)</p> <p>第2条 本協会は、<u>本規則の定めるところにより、理事会が決定した事項の具体的執行方法・細目等の決定及び理事会の専決事項以外の事項の決定について、会長に委任し、</u>会長は、専務理事、事務総長、<u>特定の委員会の委員長</u>に決裁権を委任することができる。</p> <p>(会長の決裁事案)</p> <p>第3条 会長は、次のものを決裁する。</p> <p>(1) 理事会及び評議員会が決定した事項の執行で、重要なものに関する事案</p> <p>(2) 本協会の運営に係る重要方針に関する事案</p> <p>(3) 予算の編成及び決算に関する事案</p> <p>(4) 理事会及び評議員会の運営に関する事案</p> <p>(5) <u>規則等に関する事案</u></p> <p>(6) <u>職員の採用・配置等に関し、特に重要な事項に関する事案</u></p> <p>(7) <u>職員の懲戒、表彰に関する事案</u></p> <p>(8) <u>予算の流用に関する事案</u></p> <p>(9) <u>その他重要な事項に関する事案</u></p> <p><u>2 前項に加え、会長は、次のものを政策会議における審議をもつて決裁する。</u></p> <p>(1) <u>理事会及び評議員会が決定した事項の執行で、特に重要</u></p>	<p>表現の適正化</p> <p>再編後の業務執行体制に基づく決裁区分に基づき規定</p> <p>再編後の業務執行体制に基づく決裁の対象事案の明文化</p> <p>政策会議について追加 会長が政策会議の審議を経て決裁</p>

(11) 副会長、専務理事、常務理事、理事及び事務総長の国内出張に関する事案

(12) 副会長、専務理事、常務理事、理事、事務総長、本部長及び部長の海外出張に関する事案

(13) 1, 000 万円以上の収入及び支出に関する事案

(14) 予算の流用に関する事案

(15) その他特に重要な事項に関する事案

(専務理事の決裁事案)

第4条 専務理事は次のものを決裁できる。

(1) 理事会及び評議員会が決定した事項の執行に関する事案

(2) 重要な事項に係る報告、答申、進達及び副申に関する事案

(3) 重要な申請、照会、諮問及び通知に関する事案

(4) 500 万円以上1, 000 万円未満の収入及び支出に関する事案

(5) その他重要な事項に関する事案

(事務総長の決裁事案)

第5条 事務総長は、次のものを決裁できる。

(1) 定例的な照会、回答及び通知並びに軽易な会議に関する事案

(2) 一般的な事項に関する報告、答申、進達及び副申に関する事案

(3) 一般的な申請、照会、回答及び通知に関する事案

(4) 職員の採用・配置等に関し、一般的な事項に関する事案

(5) 本部長の国内出張に関する事案

(6) 本部長の勤怠に関する事案

(7) 300万円以上500万円未満の収入及び支出に関する事案

(8) その他比較的重要な事項に関する事案

なものに関する事案

(2) 本協会の運営に係る特に重要な方針に関する事案

(3) 定款に関する事案

(4) 重要な規則等に関する事案

(5) 5, 000万円以上1億円未満の収入及び支出（金額は消費税別、以下同じ。）に関する事案

(6) その他特に重要な事項に関する事案

(専務理事の決裁事案)

第4条 専務理事は、次のものを決裁できる。

(1) 理事会及び評議員会が決定した事項の執行に関する事案

(2) 特に重要な事項に係る報告、答申、進達及び副申に関する事案

(3) 特に重要な申請、照会、諮問及び通知に関する事案

(4) その他重要な事項に関する事案

(事務総長の決裁事案)

第5条 事務総長は、次のものを決裁できる。

(1) 定例的な照会、回答及び通知並びに軽易な会議に関する事案

(2) 重要な事項に関する報告、答申、進達及び副申に関する事案

(3) 重要な申請、照会、回答及び通知に関する事案

(4) 職員の採用・配置等に関し、重要な事項に関する事案

(5) 500万円以上5, 000万円未満の収入及び支出に関する事案

(6) その他比較的重要な事項に関する事案

<p><u>(本部長の決裁事案)</u></p> <p>第6条 本部長は、次のものを決裁できる。</p> <p><u>(1) 部長の勤怠に関する事案</u></p> <p><u>(2) 部長の国内出張に関する事案</u></p> <p><u>(3) 副部長、グループ長及び部員の海外出張に関する事案</u></p> <p><u>(4) 50万円以上300万円未満の収入及び支出に関する事案</u></p> <p><u>(5) その他重要な定例的な事項に関する事案</u></p>	<p><u>(特定の委員会の委員長の決裁事案)</u></p> <p>第6条 技術委員会、女子委員会及び審判委員会（以下「3委員会」という。）の委員長は、次のものを決裁できる。</p> <p><u>(1) 理事会及び評議員会が決定した事項の執行で、各種委員会組織運営規則に定める3委員会の所管事項における各種事案</u></p> <p><u>(2) 500万円以上5,000万円未満の収入及び支出に関する事案</u></p>	<p>委員長の決裁事案について追加</p>
<p><u>(部長の決裁事案)</u></p> <p>第6条 部長は、次のものを決裁できる。</p> <p><u>(1) 副部長、グループ長及び部員の勤怠に関する事案</u></p> <p><u>(2) 副部長、グループ長及び部員の国内出張に関する事案</u></p> <p><u>(3) 50万円未満の収入及び支出に関する事案</u></p> <p><u>(4) その他定例的な事項に関する事案</u></p>	<p><u>(その他の決裁事案)</u></p> <p>第7条 事務総長は、第5条に基づき事務総長が決裁できる事案の一部又は500万円未満の収入及び支出に関する事案について、事務局の組織管理者に決裁権を委任することができる。</p>	<p>事務局内の決裁事案については本規則の細則にて整理する</p>
<p>(役員の承認)</p> <p>第7条 第3条及び第4条に定める事案は、それぞれ決裁を受ける前に必要な役員の承認を得るものとする。</p>	<p><u>[削除]</u></p>	<p>適正化</p>
<p>(代決)</p> <p>第8条 次の各号の上に掲げる者が、出張又は休暇若しくはその他の事由により不在である場合は、当該各号の下に掲げる者がその事案を代決することができる。</p> <p>(1) 会長 専務理事</p> <p>(2) 専務理事 事務総長</p> <p>(3) 事務総長 専務理事</p> <p><u>(4) 本部長 事務総長</u></p> <p><u>(5) 部長 本部長又は事務総長</u></p>	<p>(代決)</p> <p>第8条 次の各号の上に掲げる者が、出張又は休暇若しくはその他の事由により不在である場合は、当該各号の下に掲げる者がその事案を代決することができる。</p> <p>(1) 会長 専務理事</p> <p>(2) 専務理事 事務総長</p> <p>(3) 事務総長 専務理事</p> <p><u>(4) 特定の委員会の委員長 専務理事</u></p>	<p>改正に伴う適正化</p>

<p>(未決執行特認)</p> <p>第9条 特に緊急な処理を必要とする事案で、決裁を受けることができないやむを得ない事情があるときは、専務理事が未決のまま執行を特認することができる。この場合、未決執行特認者は、稟議書にその旨記入するとともに、前条に従い、速やかに決裁を受けなければならない。</p> <p>2 <u>第2条、第3条及び第4条の各号の規定</u>にかかわらず、<u>定款及び本規則以外の諸規則の定め</u>に拘束される場合は、これに従う。</p> <p>(補則)</p> <p>第11条 本規則の実施に関し必要な事項は、<u>会長</u>が別に定める。</p> <p>(改正)</p>	<p>(未決執行特認)</p> <p>第9条 特に緊急な処理を必要とする事案で、決裁を受けることができないやむを得ない事情があるときは、専務理事が未決のまま執行を特認することができる。この場合、未決執行特認者は、稟議書にその旨記入するとともに、前条に従い、速やかに決裁を受けなければならない。</p> <p>2 <u>本規則の定め</u>にかかわらず、<u>法令及び定款の定め</u>に拘束される場合は、これに従う。</p> <p>(補則)</p> <p>第11条 本規則の実施に関し必要な事項は、<u>事案決裁規則に関する細則</u>に別に定める。</p> <p>(改正)</p> <p><u>2024年3月7日(2024年3月23日施行)</u></p>	<p>適正化</p>
--	---	------------